

自動販売機
設置届出書
自動貸出機

年 月 日

北海道知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

自動販売等業者
（届 出 者）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり自動販売機等を設置するので、北海道青少年健全育成条例第24条第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等の設置場所	
自動販売機等の設置場所の提供者	住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地） 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 電話番号
自動販売機等管理者	住 所 氏 名 電話番号
自動販売機等の設置予定年月日	年 月 日
販売又は貸付けの開始予定年月日	年 月 日
自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類の種類	1 書籍・雑誌 2 録画テープ 3 その他（ ）

- 備考 1 自動販売等業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）1通を添付すること。
- 2 自動販売機等の設置場所の見取図1通を添付すること。
- 3 自動販売機等の設置場所を使用する権原があることを証する書類1通を添付すること。
- 4 図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類1通を添付すること。
- 5 自動販売機等管理者の就任承諾書1通を添付すること。
- 6 自動販売機等管理者の住民票の写し又はこれに代わる書面1通を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

自動販売機
届出事項変更届
自動貸出機

年 月 日

北海道知事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

自動販売等業者
（届出者）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり自動販売機等について届出事項の変更をしたので、北海道青少年健全育成条例第24条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の届出済番号		第 号
変更事項		
変更内容	変更後	
	変更前	
変更年月日		年 月 日

- 備考
- 1 変更事項が自動販売等業者の住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所所在地又は名称若しくは代表者氏名）の変更であるときは、その者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、その法人の登記事項証明書）1通を添付すること。
 - 2 変更事項が自動販売機等の設置場所の変更であるときは、新たな設置場所について、その見取図、その使用の権原があることを証する書類及び図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類各1通を添付すること。
 - 3 変更事項が自動販売機等の設置場所の提供者の変更であるとき（設置場所の変更がないときに限る。）は、その設置場所について、その使用の権原があることを証する書類及び図書類を収納する自動販売機等の設置場所としてその場所を提供することを承諾する旨の書類各1通を添付すること。
 - 4 変更事項が自動販売機等管理者の変更であるとき（新たに自動販売機等管理者を置くときを含む。）は、新任者の就任承諾書及びその住民票の写し又はこれに代わる書面各1通を添付すること。
 - 5 変更事項が自動販売機等管理者の住所又は氏名の変更であるときは、その者の住民票の写し又はこれに代わる書面1通を添付すること。
 - 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第3号様式（第5条関係）

自動販売機
自動貸出機
使用廃止届

年 月 日

北海道知事様

住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

自動販売等業者
（届 出 者）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり自動販売機等の使用を廃止したので、北海道青少年健全育成条例第24条第2項の規定により届け出ます。

自動販売機等の届出済番号	第 号
自動販売機等の設置場所	
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第4号様式（第5条関係）

北海道青少年健全育成条例に基づく 自動販売機等設置届出済証	
届出受理番号 届出年月日	第 号 年 月 日
自動販売等業者	住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地） 氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） 電話番号
自動販売機等管理者	住 所 氏 名 電話番号
北 海 道	

大きさ 縦 10 センチメートル 横 15 センチメートル

自動販売機
自動貸出機

届出済証再交付申請書

年 月 日

北海道知事様

住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

自動販売等業者
（届出者）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次の理由により滅失等したので、北海道青少年健全育成条例第26条第2項の規定により申請します。

自動販売機等の届出済番号	第 号
自動販売機等の設置場所	
滅失等の理由	
滅失等年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

販 売 開 始
利用カード 届出書
自動販売機設置

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

利用カード取扱業者
（ 届 出 者 ）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり利用カードの販売を開始（自動販売機を設置）するので、北海道青少年健全育成条例第43条第1項の規定により届け出ます。

販売場所の名称及び 所在地又は自動販売機の設置場所			
販売の開始又は自動販売機 の設置予定年月日	年 月 日		
利用カード	名 称		
	種 類	1 ツーショットダイヤル用	2 伝言ダイヤル用 3 その他（ ）
利用することが できる テレホンクラブ 等 営 業 所	名 称		
	所在地		
販売場所又は自動販売機 の設置場所の状況	1 法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所 (業種)	3 その他	
	2 テレホンクラブ等営業所		

- 備考 1 利用カード取扱業者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）1通を添付すること。ただし、この届出に係る住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）を条例第43条第1項又は第2項の規定による他の届出において既に提出している場合は、この限りでない。
- 2 販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図1通を添付すること。
- 3 テレホンクラブ等営業所とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業の営業所をいう。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

利用カード届出事項変更届

年 月 日

北海道知事様

利用カード取扱業者
(届出者)

住所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり利用カードについて届出事項の変更をしたので、北海道青少年健全育成条例第43条第2項の規定により届け出ます。

販売場所の名称及び所在地又は自動販売機の設置場所		
変更事項		
変更内容	変更後	
	変更前	
変更年月日		年 月 日

- 備考
- 1 変更事項が利用カード取扱業者の住所若しくは氏名（法人にあつては、主たる事務所所在地又は名称若しくは代表者氏名）又は利用カード取扱業者の変更であるときは、その者の住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、その法人の登記事項証明書）1通を添付すること。ただし、この届出に係る住民票の写し又はこれに代わる書面（法人にあつては、登記事項証明書）を条例第43条第1項又は第2項の規定による他の届出において既に提出している場合は、この限りでない。
 - 2 変更事項が販売場所又は自動販売機の設置場所の変更であるときは、新たな販売場所又は自動販売機の設置場所の見取図1通を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

販 売
利用カード 廃止届
自動販売機使用

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住 所（法人にあつては、主たる事務所所在地）

利用カード取扱業者
（届 出 者）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり利用カードの販売（自動販売機の使用）を廃止したので、北海道青少年健全育成条例第43条第2項の規定により届け出ます。

販売場所の名称及び所在地 又は自動販売機の設置場所	
廃 止 年 月 日	年 月 日
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

只今上演中の「」は、北海道青少年健全育成条例により、青少年の観覧禁止の指定を受けましたから、十八才未満の方の入場をお断りします。

備考 大きさ縦1メートル、横30センチメートル

北海道青少年健全育成条例により、午後十一時から翌日午前四時までの間は、十八歳未満の方の入場をお断りします。

備考 大きさ縦1メートル、横30センチメートル

(表)

<p>第 号</p> <p>証 明 書</p> <p>職氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、北海道青少年健全育成条例第53条の規定により立入調査をする者であることを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>北海道知事 印</p>	<p>写 真</p> <p>ち ょ う 付</p>
--	---------------------------

縦 6センチメートル
横 9センチメートル

(裏)

<p>北海道青少年健全育成条例（抜粋）</p> <p>（立入調査等）</p> <p>第53条 知事は、この条例実施のため必要があると認めるときは、当該職員をして、興行その他の営業の場所に立ち入らせ、調査を行わせ、関係人から資料の提出を求めさせ、又は関係人に対して質問させることができる。</p> <p>2 前項の場合においては、当該職員は、知事の定める証票を携帯し、関係人に対してこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第64条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。</p> <p>（2） 第53条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による資料の提出の要求に正当な理由がなくて応ぜず、又は同項の規定による質問に対し虚偽の陳述をした者</p>
--